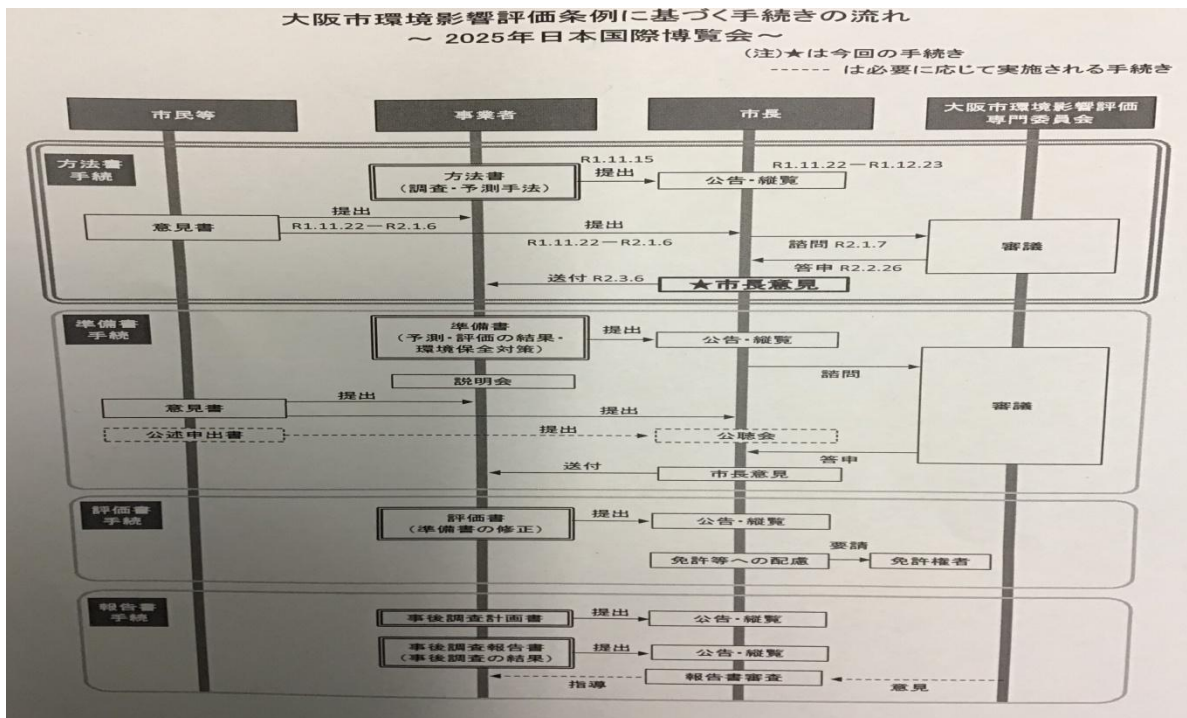


大阪万博アセスメントは法律・条例違反ではないか

昨日もレポートしたが、大阪万博の環境アセスメントの手続きには、重大な瑕疵があるのではないかと。いまから 20 数年前、「愛知万博の環境アセスメントに意見する市民の会」で活動した経験からは、考えられない事態である。

4 日の万博協会との協議の中で、アセス方法書の半年近く前に、アセス業者と契約して調査を始めていたことが明らかになった。方法書を縦覧し、意見を聴取していた頃に、業者が現況調査を実施していた。方法書に対する大阪市の専門委員会答申、それにもとづく市長意見の前に、夢洲調査は進められていた。これはアセス法 11 条「環境影響評価の項目等の選定」の規定に違反するのではないかと。

大阪万博は写真のように、大阪市環境局による大阪市環境影響評価条例に基づく手続きで進められており、現在は準備書作成に向けた調査などが行われているはずである。それが方法書に市民の意見が提出されていた頃から、現況調査なるものが業者により実施されてきた。それも大阪市の「了解」のもとに実施したと、担当者が明言した。



少なくとも国の環境アセス法、大阪市環境影響評価条例に違反することが平然と行われてきた。私たち「夢洲の都市計画の変更を求める市民懇談会」は、2月21日に大阪市環境局と万博協会に対して、万博アセスの厳格な実施を求めてきた。その後、コロナ禍により、当局との交渉を断念してきた。今回の万博協会との半年近くぶりの懇談で、コロナ禍の万博会場計画とともに、万博アセスのあり方に改めて重大な疑念を感じた。

(2020年8月6日)